

令和2年4月15日

児童生徒の保護者の皆様へ

恵那市教育委員会

### 児童の臨時預かり方法（昼食）の変更について（お願い）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の強化により、5月6日（水）まで臨時休校としている中、家庭で過ごすことが困難な児童生徒に対して、学校の一部を開放し自習スペースとして「児童の臨時預かり」を実施しています。

現在、岐阜県において非常事態宣言が発令されている中、恵那市内におきまして感染者が確認されるなど、市民の皆様には、より一層の感染症予防の徹底に努めることが求められています。

そこで、児童の預かりでは、お弁当を持参できない場合に昼食を市から無償提供しているところですが、これを4月17日（金）までとさせていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### お願い内容について

- ・皆様の外出の自粛や感染症予防の徹底により、児童預かりの様子が始めの頃より大きく変わってきました。
- ・安全・衛生上の観点から、それぞれのご家庭で用意するお昼ごはん（お弁当など）を昼食として持参いただくよう、ご協力をお願いするものです。
- ・ご家庭の都合により昼食を持参できない場合は、昼食の実費を徴収する方法で市がお弁当を用意しますが、できるだけご家庭で用意いただくようお願いいたします。